

公害等調整委員会が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書」(平成17年7月21日付け公調委第100号による送付分)における5件の政策評価のうち、公害等調整委員会が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した実績評価方式による5件の政策評価

2 審査の考え方と点検の項目

(目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。(注1、2)

目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期(基準年次)及び目標を達成しようとする時期(達成年次)が設定されているかどうか。

目標設定に関し、目標設定の考え方やその根拠は明らかにされているかどうか。

(注1) 目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

(注2) 達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

(目標の達成度合いの判定方法)

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水準をどの

ように評価するかについての判定基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。

3 審査の結果

「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書」における5件の実績評価のうち、公害等調整委員会が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した5件についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添「政策評価審査表（実績評価関係）」参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政策	目標の設定状況			目標設定の考え方	目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無			
			基準年次	達成年次		
1	公害事件の処理					
	指標数 1	- = 1	各年度	- = 1		-
2	地方公共団体に対する指導等。					
	指標数 4	- = 4	各年度	- = 4		-
3	鉱区禁止地域の指定					
	指標数 1	- = 1	各年度	- = 1		-
4	行政処分に対する不服の裁定					
	指標数 1	- = 1	各年度	- = 1		-
5	土地収用法に基づく意見の申出等					
	指標数 1	- = 1	各年度	- = 1		-
合計	(5 施策)					
	(8 指標)	-	-	-		-
(備考)						

- (注) 1 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている場合には「 」を記入し、いずれにも該当しない場合には「 - 」を記入している。ただし、達成すべき水準は数値化されていないものの、前年度よりも数値を向上させる等の方向が示されている場合には「 」を記入している。
また、網掛けの行には、指標に着目した場合の「 」、「 」及び「 - 」の分類に該当する指標数を記入している。
- 2 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「 」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「 」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「 - 」を記入している。
また、網掛けの行には、指標に着目した場合の「 」及び「 - 」の分類に該当する指標数を記入している。
- 3 「目標設定の考え方」欄には、
目標値及び目標期間（達成年次）のいずれも設定されているものについて、いずれの考え方についても明らかにされている場合に「 」、いずれか一方の考え方が明らかにされている場合に「 」を付している。
目標値及び目標期間（達成年次）のいずれか一方が設定されているものについて、その考え方が明らかにされている場合に「 」を記入している。
上記「 」のいずれにも該当しないものには「 - 」を記入している。
また、網掛けの行には、指標に着目した場合の「 」、「 」及び「 - 」の分類に該当する指標数を記入している。
- 4 「目標の達成状況の判定方法（判定基準の定量化等）」欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的で明確なものとして示されている場合には「 」を記入し、示されていない場合には「 - 」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添】

政策評価審査表（実績評価関係）

（説明）

本表は、公表された公害等調整委員会の評価書（「公害事件の処理」、「地方公共団体に対する指導等」、「鉱区禁止地域の指定」、「行政処分に対する不服の裁定」及び「土地収用法に基づく意見の申出等」）を基に総務省の責任において整理したものである。

各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄名	記載事項
「政策番号」欄	評価の対象とされた政策ごとに番号を付した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「達成すべき目標」欄	あらかじめ政策効果に着目して設定された達成すべき目標を記入した。
「目標分類」欄	「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。 なお、「C」（=outCome）はアウトカム、「P」（=outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。
「測定指標」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標を記入した。
「指標分類」欄	別添の「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「P」、「CM」、「CI」のいずれか該当するものを記載している。 なお、「CM」（=outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を、また、「基準年次」には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を記入した。 公害等調整委員会は、前年度までの政策の進ちょく状況について各年度、評価を行うこととしているため、「目標期間」欄は、原則「各年度」とした。
「目標設定の考え方及びその根拠」欄	目標設定に関し、目標設定の考え方やその根拠が記載されている場合に、その考え方、根拠を記入した。
「測定結果等」欄	測定結果等を記入した。
「評価の結果」欄	公害等調整委員会における評価の結果及び評価の結果に基づく今後の課題等を記入した。
「政策手段」欄	達成すべき目標を実現するために具体的に講じる手段が記載されている場合、その内容を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した案を各府省に提示した。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスに対する満足度、○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率、○開発途上国における教育水準(識字率、就学率) ○農産物の生産量、○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移、○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
行政の活動そのもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施件数、○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、○環境基準の設定 ○検査件数、○行政処分の実施件数
行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の開催回数、○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の参加者数、○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、○インターンシップ参加者数
行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○機構・定員等の審査結果、○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数、○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○各種研究開発の特許取得件数、○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策名	達成すべき目標 （「政策の目標、目的」）	目標分類	測定指標	指標分	目標値	目標期間		目標設定の 考え方及び その根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							標準年	達成年次				
1	公害事件の 処理	多様化する公害紛争への対応を図り、公害事件の迅速かつ適正な処理を図る。	C	・公害事件の 処理	P	-	各年度			平成16年度に係属した公害事件 ・調停事件：係属4件、終結2件 ・裁定事件：係属12件（うち新規3件）、終結3件 ・水俣病損害賠償調停申請事件に係る慰籍料額等変更申請：係属4件（新規） 係属事件の処理状況 ・現地調査の実施、専門委員の任命（平成16年度14名（うち同年度中の新規任命4名）等）による専門的知見の活用 ・裁定事件における職権調停の成立（2件）	(1)多様化する公害紛争への対応 多様化する公害紛争への対応が図られており、目標は達成されたものとする。 (2)公害事件の迅速かつ適正な処理 公害事件の迅速かつ適正な処理が図られており、目標は達成されたものとする。	・多様化する公害紛争への対応 ・公害事件の迅速かつ適正な処理
2	地方公共団体に対する 指導等	都道府県公害審査会等との連絡協議、地方公共団体に対する指導等を行うことにより、公害紛争処理制度の円滑な運営、公害苦情の適切な処理の促進を図る。	C	・公害紛争処理連絡協議会等の開催	P	-	各年度			平成16年度において、「公害紛争処理連絡協議会」を16年6月に開催、「公害紛争処理関係ブロック会議」を16年10月中旬から11月上旬にかけて開催、「全国公害紛争処理主管課長会議」を17年1月に開催	公害紛争処理については、都道府県公害審査会等との連絡協議により、公害紛争処理制度の円滑な運営がなされており、目標は達成されたものとする。また、公害苦情処理については、地方公共団体に対する指導等により、地方公共団体においては公害苦情の適切な処理がなされており、目標は達成されたものとする。	・都道府県公害審査会等との連絡協議 ・地方公共団体に対する指導等
				・公害紛争の 受付・処理状況	P	-	各年度		平成16年度における都道府県公害審査会等の係属事件87件（新規受付41件、前年度繰越46件）、終結45件			
				・公害苦情相談研究会等の開催	P	-	各年度		平成16年度において、「公害苦情相談研究会」を9月に開催、「公害苦情相談員等ブロック会議」を10月中旬から11月上旬にかけて開催			
				・地方公共団体における公害苦情の受付・処理状況	P	-	各年度		平成15年度における公害苦情の受付件数100,323件（直接処理率88.9%）、直接処理された典型7公害の苦情のうち76.0%が1ヶ月以内に処理。			
3	鉱区禁止地域の指定	鉱区禁止地域指定請求事件の適切な処理を図ることにより、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る。	C	・鉱区禁止地域指定請求事件の処理	P	-	各年度		平成16年度に係属した事案は3件、同年度中の指定1件（約11ヶ月で手続終了）	法の趣旨に則り、鉱区禁止地域の指定手続が適切に行われており、目標は達成されたものとする。	・鉱区禁止地域指定請求事件の適切な処理	

政策番号	政策名	達成すべき目標 （「政策の目標、目的」）	目標分類	測定指標	指標分	目標値	目標期間		目標設定の 考え方及び その根拠	測定結果等	評価の結果	政策手段
							基準年	達成年次				
4	行政処分に対する不服の裁定	不服の裁定事件の適切な処理を図ることにより、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る。	C	・不服の裁定事件の処理	P	-	各年度			平成16年度に係属した不服の裁定事件は4件（うち新規3件）、終結2件（いずれも1年以内に終結）	行政処分に対する不服の裁定手続が法の趣旨に則り、適切に行われており、目標は達成されたものと考えられる。	・不服の裁定事件の適切な処理
5	土地収用法に基づく意見の申出等	土地収用法に基づき適切な意見の申出等を行うことにより、土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る。	C	・土地収用法に基づく意見の申出等の手続	P	-	各年度			平成16年度における土地収用法に基づく意見の申出に関する事案は、58件（うち新規54件）、同年度中の意見の申出22件（うち21件が概ね6ヶ月以内に意見申出）	国土交通大臣に対する意見申出等が適切に行われており、目標は達成されたものと考えられる。	・土地収用法に基づく意見の申出等